

2024 年 11 月 12 日

iFreeETF NASDAQ100（為替ヘッジなし）
重大な約款変更に関する Q&A

2024 年 11 月 12 日の適時開示「iFreeETF NASDAQ100（為替ヘッジなし）重大な約款変更に係る書面決議基準日設定のお知らせ」のとおり、当社は、「iFreeETF NASDAQ100（為替ヘッジなし）」（証券コード：2840）（以下「当 ETF」といいます。）について重大な約款変更を行うため、2024 年 11 月 27 日を基準日として設定し、当該基準日現在の当 ETF の受益者名簿上の受益者を、当該書面決議における議決権を行使できる受益者と決めました。

当該約款変更にかかる書面決議が可決された場合、当 ETF は 2025 年 3 月 6 日付で約款変更を実施する予定です。

よくあるご質問

Q：どのような変更を予定しているのでしょうか？

A：当 ETF の追加設定時に一定の費用を上乗せし、一部解約時には一定の費用（信託財産留保額）を控除した価額で取引することへの変更を予定しています。一定の費用の具体的な水準は基準価額の 0.05%以内の率となります。

なお、ETF の追加設定（以下「設定」といいます。）や一部解約（以下「解約」といいます。）を行うことができるのは、指定参加者と呼ばれる証券会社のみです。

Q：なぜ約款変更（予定）をするのでしょうか？

A：指定参加者から設定や解約の申込みがあると、当 ETF において組入資産の追加購入や売却を行う必要があります。組入資産の売買には費用がかかり、基準価額の押し下げ要因となりますが、当 ETF の純資産総額が少額であるため、相対的に基準価額への影響が大きくなる状況にあります。この売買費用の一部を当該設定や解約を行う指定参加者に負担していただくことで、基準価額への影響を軽減することを目的としています。

Q：取引所での売買にも今回の変更が影響しますか？

A：今回の変更は、当 ETF の設定・解約時の取引を対象としており、取引所で行う売買には新たな費用が生じることはなく、売買方法に変更はございません。

Q：設定・解約とは何でしょうか？

A：ETF には「流通市場」と「発行市場」の 2 つの市場が存在します。「流通市場」では、一般の投資家が株式と同様に取引所価格で ETF の売買を行うことができ、「発行市場」では、指定参加者が ETF の設定や解約を行うことができます。「発行市場」で ETF の設定や解約が行われることにより、ETF の受益権口数が増減します。

Q：約款変更に賛成の場合または反対ではない場合はどのような手続きが必要でしょうか？

A：特段のお手続きは不要です。（議決権行使書を返信いただく必要はありません。議決権行使書が返送されない場合、信託約款の規定により賛成と見なされます。）

Q：約款変更に反対の場合はどのような手続きが必要でしょうか？

A：受益者の方に送付される議決権行使書に必要事項をご記入のうえ、2025 年 1 月 20 日までに到着するようご返送ください。

Q：買取請求とは何でしょうか？

A：書面決議で約款変更が可決された場合、議決権行使書にて反対の意思表示をされた受益者の方は、2024 年 11 月 27 日時点で保有されている受益権について、当 ETF の受託会社である三井住友信託銀行に対して信託財産による買取りを請求することができます。（お取引されている証券会社による買取りではありません。）

なお、反対された方が必ず買取請求をしなければならないわけではありません。引き続き保有されること、または、取引所において売却することができます。

以上